

公安委員会 説明資料No. 1	平成24年(1月～11月)の 110番通報の概要等について	平成24年12月27日 地域課
--------------------	----------------------------------	--------------------

1 平成24年(1月～11月)の110番通報の概要

○ 110番通報の受理件数等

- ・ 11月末現在で、警察の対応を要する110番通報を852万6,334件受理、前年同期と比べ、若干減少(-3万2,654件(-0.4%))。
- ・ 携帯電話(携帯電話、PHS等)からの受理件数は年々増加。件数、比率とも過去最高を記録(574万2,905件、全体の67.4%)。

○ 事案別通報状況

事件・事故等の緊急の対応を要する通報は全体の75.0%であり、そのうち交通関係(交通事故・交通違反)が全体の30.8%と最も多く、以下、各種情報(11.9%)、続報(11.7%)、刑法犯関係(5.6%)、けんか口論(4.7%)、保護・救護(4.5%)の順。

一方、緊急の対応を要しない通報が25.0%に上り、そのうち要望・苦情・相談が全体の11.9%を占め、以下、各種照会(11.1%)、虚報・誤報(2.0%)の順。

緊急の対応を要しない通報が全体の25.0%を占めていることから、「#9110」警察相談専用電話等の各種相談電話の利用の促進を図る必要。

○ リスponseタイムの状況

全国平均・・・7分1秒

※ 「レスポンスタイム」とは、110番通報を受理した通信指令室が、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間をいう。

2 平成25年「110番の日」の実施

1月10日を「110番の日」として、新聞、インターネット等による政府広報を行うほか、各都道府県警察で広報活動を実施。

○ 広報内容

「110番通報の適切な利用」

- ・ 事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合における110番の利用。
- ・ 上記以外の場合における警察相談専用電話(「#9110」番)等の各種相談電話の利用。

3 110番通報への迅速・的確な対応

通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、現場での事案対応能力の強化等、初動警察刷新強化の取組の定着化を図り、110番通報を適切に受理し、事件・事故等に迅速・的確に対応していく。

1 事案の概要等

(1) 事案の概要

インターネット上の電子掲示板管理者である被疑者は、同掲示板に違法薬物売買の書き込みをした投稿者に係る麻薬特例法違反等事件について、同掲示板内に「薬、違法」と題する掲示板を開設して公開等し、当該書き込みを容易にして幫助したもの。

(2) 幫助犯被疑者

東京都内居住

送致年月日 平成24年12月20日
送致罪名 麻薬特例法第9条（あおり又は唆し）
刑法第62条第1項（幫助）

2 事案の背景及び経過

- 平成11年5月に開設された関係電子掲示板は、匿名で書き込みができる多数の掲示板の集合体で、この中に「薬、違法」と題する掲示板が開設されている。
- 同掲示板に薬物売買等の違法情報が多数書き込まれ、インターネット・ホットラインセンター（IHC）から削除依頼を受けた後も多くが放置（下表参照）されていたため、同違法情報を利用した違法取引が横行していた。
- 警視庁は、平成23年5月、同掲示板に覚醒剤等の売買の書き込みをした者を麻薬特例法違反（あおり又は唆し）等で逮捕した。
- 同掲示板管理者による上記麻薬特例法違反の幫助容疑で、平成23年11月から平成24年3月にかけて、レンタルサーバ会社、同人の自宅等に対する搜索差押えを実施した。
- 同幫助容疑が固まったので、平成24年12月20日、東京地方検察庁へ送致した。
- なお、上記捜査を受けて、同掲示板上に放置された違法情報が減少し、削除依頼及び未削除の件数も大幅に減少した（下表参照）。

【IHCから関係電子掲示板に対する違法情報削除依頼の状況等】

		削除依頼件数	削除件数(削除率)	未削除件数(※)
平成23年		5,223	155 (3.0%)	5,068 (94.1%)
	上半期	3,122	96 (3.1%)	3,026 (95.4%)
平成24年	上半期	311	138 (44.4%)	173 (22.4%)

※未削除件数の（ ）内は、IHCの削除依頼に対する未削除件数の総数に占める関係電子掲示板の割合

3 今後の対応

平成24年度総合セキュリティ対策会議において、匿名掲示板の自主的管理促進のため、電気通信事業関連団体が、違法情報への対応等に関して定めたガイドライン等の普及活動を強化することについて検討し、提言を行う予定。

1 検挙状況（12月26日（期日後10日）現在）

区分	罪種	46回（今回）			45回（前回）			前回比		
		事件数	人員	逮捕	事件数	人員	逮捕	事件数	人員	逮捕
期 日 ま で	自由妨害	14	14	14	21	22	22	-7	-8	-8
	詐偽投票	1	1	1	1	1	1	+0	+0	+0
	その他	2	2	2	0	0	0	+2	+2	+2
	合計	17	17	17	22	23	23	-5	-6	-6
期 日 後	買収	6	8	8	24	37	32	-18	-29	-24
	自由妨害	2	2	1	2	2	0	+0	+0	+1
	詐偽投票	2	3	2	2	3	3	+0	+0	-1
	投票干渉	1	2	2	0	0	0	+1	+2	+2
	投票偽造	0	0	0	4	12	12	-4	-12	-12
	その他	0	0	0	1	1	1	-1	-1	-1
	合計	11	15	13	33	55	48	-22	-40	-35
合 計	買収	6	8	8	24	37	32	-18	-29	-24
	自由妨害	16	16	15	23	24	22	-7	-8	-7
	詐偽投票	3	4	3	3	4	4	+0	+0	-1
	投票干渉	1	2	2	0	0	0	+1	+2	+2
	投票偽造	0	0	0	4	12	12	-4	-12	-12
	その他	2	2	2	1	1	1	+1	+1	+1
	合計	28	32	30	55	78	71	-27	-46	-41

（注）45回の検挙状況は、平成21年9月9日（期日後10日）現在のものである。

2 主な検挙事例

- 選挙運動者による現金買収事件（大阪）
- 選挙運動者による日当買収事件（愛媛）
- 選挙運動者による日当買収（約束）事件（京都、愛知、大阪）
- 選挙運動者による物品買収事件（北海道）

3 警告件数（12月25日（期日後9日）現在）

態様別	文書頒布	文書掲示	言論	その他	合計
46回（件）	316	2,477	25	101	2,919
45回（件）	313	3,000	37	68	3,418
前回比（件）	3	-523	-12	33	-499

（注）45回の警告件数は、平成21年9月8日（期日後9日）現在のものである。

公安委員会 説明資料No. 4	証券取引からの暴力団排除支援の ための照会システム運用開始について	平成24年12月27日 暴力団対策課 情報管理課
----------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

1 照会システムの概要

警察庁のサーバと日本証券業協会※のサーバを接続し、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者又は口座を保有する者の暴力団構成員等該当性について、同協会又はその会員会社に設置された照会端末を利用した各社からの照会に応じるもの。

同システムの運用により、証券取引からの暴力団排除がより一層徹底されることが期待される。

※ 金融商品取引法の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立された認可金融商品取引業協会であり、証券会社等の協会員により設立されている。21年3月、暴力団対策法に規定する不当要求情報管理機関として、不当要求情報管理機関登録規程に基づき、国家公安委員会から登録を受けている。

2 運用開始日

平成25年1月4日

3 経緯

22年4月、日本証券業協会会長から警察庁長官に対し、システム構築について要請があり、5月、警察庁は、システム構築を決定。23年度予算によりシステム構築に向け調査研究を実施。24年度予算によりシステムを構築した。

4 参考

外部からの不正アクセスや内部の不正照会を防止するため、情報管理のルールを策定するなどして適正な運用を確保することとしている。

1 概要

福岡県を始めとする5県の公安委員会は、改正暴力団対策法に基づき、特定抗争指定暴力団及び特定危険指定暴力団を指定。

2 特定抗争指定暴力団（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県）

(1) 指定に係る指定暴力団

道仁会 (主たる事務所 福岡県久留米市、代表者 小林哲治)

九州誠道会 (主たる事務所 福岡県大牟田市、代表者 朴 政浩)

(2) 警戒区域

別紙のとおり

(3) 指定の期限

平成25年3月26日まで

(4) 指定に伴う規制

- ・ 事務所新設、居宅付近のうろつき等対立抗争を誘発する行為【直罰】
- ・ 既存事務所への立入り【直罰】

3 特定危険指定暴力団（福岡県及び山口県）

(1) 指定に係る指定暴力団

五代目工藤會 (主たる事務所 福岡県北九州市、代表者 野村 悟)

(2) 警戒区域

別紙のとおり

(3) 指定の期限

平成25年12月26日まで

(4) 指定に伴う規制

- ・ 暴力的要求行為等【直罰】
- ・ 暴力的要求行為を行う目的で行う面会要求等【中止命令等】 等

4 今後の方針

上記各規制の活用とともに、警戒体制の一層の強化により、抗争事件及び事業者襲撃等事件の抑止に努める。

1 経緯等

本年10月から計3回開催してきた「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」（座長：鈴木春男 千葉大学名誉教授）から自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言を受けたもの

2 提言のポイント

今後以下の施策に取り組むことを提言

(1) 対象者に応じた体系的な自転車安全教育の在り方

現在教育が不十分な大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育を推進し、特定の年齢層等に偏らない連続的かつ体系的な自転車安全教育を推進

ア 教育の主体と対象

学校、企業等の各教育主体に協力を求めるとともに、具体的な教育内容等についての指針等や教育に資するための資料を示し、各教育主体が適切に教育を行えるよう配慮

P9-P11

イ 自転車安全教育への参加促進のための方策

自転車教室の受講についてインセンティブを与えることにより教育の場への参加を促進

P11-P13

悪質・危険な違反行為をするなどの自転車運転者に対しては、講習を行うことなどによりその危険性を改善することが適当であり、効果的な教育内容・手法と併せて検討

ウ 自転車安全教育の技法

発生しやすい事故類型等についての教育、教育を受けるべき者を教育主体として巻き込むような教育等、技法を工夫

P13-P15

(2) 自転車の交通ルールの徹底のための指導取締りの在り方

指導取締りについては、指導警告を原則とし、悪質・危険な違反について検挙するという方針で引き続き推進

P16

自転車事故の発生状況、取締り要望等に応じた重点的指導取締り、指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法を工夫

携帯電話を利用しながら自転車を運転することなど交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即して都道府県公安委員会規則の改正を検討

3 今後の予定

提言を踏まえた各施策の検討・実施により、自転車の交通ルールの周知徹底を図る